

議案第 86 号

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 12 月 16 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項を次のように改める。

- 2 介護休暇は、要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認する。ただし、6月の期間経過後であつても、更に2回まで通算180日（6月の期間内において既に承認した期間を含む。）を限度として承認することができる。
- 第13条の3の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第13条の4 任命権者は、職員が請求した場合において、当該職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認めるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「介護時間」という。）を承認するものとする。

- 2 第13条の2第3項の規定は、介護時間について準用する。この場合において、同項中「介護休暇」とあるのは、「介護時間」と読み替えるものとする。

- 3 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、任命権者が別に規程で定める。

第14条の3第2項後段中「前項」を「同項」に改める。

第14条の4の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の第13条の4に規定する介護時間及び第14条の4に規定する時間外勤務の免除に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(介護休暇)</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2 <u>介護休暇は、要介護者の各々が前項に規定する6月の期間内</u> <u>要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内</u> <u>において必要と認められる期間及び回数について承認す</u> <u>る。ただし、6月の期間経過後であっても、更に2回まで</u> <u>通算180日（6月の期間内において既に承認した期間を</u> <u>含む。）を限度として承認することができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>(介護時間)</p> <p>第13条の4 <u>任命権者は、職員が請求した場合において、</u> <u>当該職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが</u> <u>相当であると認めるときは、1日の勤務時間の一部につい</u> <u>て勤務しないこと（以下この条において「介護時間」とい</u> <u>う。）を承認するものとする。</u></p> <p>2 <u>第13条の2第3項の規定は、介護時間について準用す</u> <u>る。この場合において、同項中「介護休暇」とあるのは、「介</u> <u>護時間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、任命権</u> <u>者が別に規程で定める。</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第14条の3 省略</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用す</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2 <u>介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規</u> <u>定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続す</u> <u>る6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 省略</p>	<p>介護休暇の期 間等の変更</p> <p>介護時間の規 定の追加</p>

る。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除）

第14条の4 省略

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者の要する職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為）
- 2 この条例による改正後の第13条の4に規定する介護時間及び第14条の4に規定する時間外勤務の免除に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

る。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の時間外勤務の免除）

第14条の4 省略

見出しの整備  
介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定の追加

規定の整備

## 議案第86号資料2

### 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の主な改正概要

#### 1 介護休暇

介護休暇の期間及び回数について、下表のとおり改正する。

現行	改正案
介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間経過後であっても、更に2回まで通算180日（6月の期間内において既に承認した期間を含む。）

#### 2 介護時間

介護時間について、次のとおり新設する。

- (1) 介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、2週間以上にわたり介護を必要とする介護のため1日につき2時間の範囲内（30分単位）で勤務しないことができることとする制度を新設する。
- (2) 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。
- (3) 介護時間を部分休業又は育児時間と同日に利用する場合は、1日につきそれぞれの合計で2時間の取得を限度とする。

#### 3 介護を行う職員の時間外勤務の免除

要介護者を介護する期間について、公務運営に支障がないと認められる場合は、時間外勤務を免除できる規定を新設する。

議案第87号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月16日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア<sup>㊦</sup>を次のように改める。

㊦ その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること、及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第2号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日（以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3



第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第9条第1項中「を承認されている」を「又は勤務時間等条例第13条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第2項中「を承認されている」を「又は介護時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>(イ) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること、及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしていない非常勤職員に限る。）</p> <p>ウ 省略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと、及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしていない非常勤職員に限る。）</p> <p>ウ 省略</p>	<p>育児休業をすることができない非常勤職員の變更</p> <p>規定の整備</p>

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）  
第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることができない職員に限り、同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 省略

- (1) 省略
- (2) 省略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日と異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 省略

- (1) 省略
- (2) 省略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日と異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場

合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。

当該子の1歳6か月到達日

ア 省略

イ 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の4 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条

育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め、又は出産したことににより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことににより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)

又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1

項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。

当該子が1歳6か月に達する日

ア 省略

イ 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の3 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条

育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしていて職員の職前休業を始め、もしくは出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業もしくは出産に係る子もしくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

規定の整備

条の線下げ

条例で定める特別の事情の規定の整備及び追加

<p>(6) 省略</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(8) 省略</p> <p>(部分休業)</p> <p>第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間等条例第10条の規定による育児時間又は勤務時間等条例第13条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>(5) 省略</p> <p>(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(部分休業)</p> <p>第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（勤務時間等条例第10条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>
<p>付 則</p> <p>この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p>	<p>同上</p>

職員の育児休業等に関する条例等の主な改正概要

1 育児休業の対象となる子の範囲の見直し

育児休業の対象となる子の範囲を下表のとおり拡大する。

現行	改正案
1 職員と法律上の親子関係にある子	1 職員と法律上の親子関係にある子 2 <u>特別養子縁組の成立に係る監護期間中の子</u> 3 <u>職員と養子縁組を前提として委託された子</u> 4 <u>職員が養子縁組里親になることを希望したが、養育里親として委託された子</u>

2 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業の取得要件を下表のとおり緩和する。

現行	改正案
1 子が1歳（一定の条件を満たす場合は1歳6か月）に達する日まで取得を認める。 2 在職2年目以上の非常勤職員が育児休業を取得してから、子が1歳に達した時点で <u>1年</u> （子が2歳に達するまで）の任用期間が残っている場合に限る。	1 子が1歳（一定の条件を満たす場合は1歳6か月）に達する日まで取得を認める。 2 在職2年目以上の非常勤職員が育児休業を取得してから、子が1歳に達した時点で <u>6月</u> （子が <u>1歳6か月</u> に達するまで）の任用期間が残っている場合に限る。

3 部分休業の承認内容の改正

介護時間の新設に伴い、部分休業を育児時間又は介護時間と同日に利用する場合は、1日につきそれぞれの合計で2時間の取得を限度とする。